

フェア

プライド

FAIR PRIDE ガイド

—アンチ・ドーピングの基礎知識—



ドーピングは、自分自身の努力や仲間との信頼、対戦相手へのリスペクト、

スポーツを支えてくれている人々への期待を裏切る行為であり、

スポーツがスポーツとして成り立たなくなってしまう怖れがあります。

一人ひとりが「フェア(公正)」の心を持つことで、

ドーピングのないクリーンなスポーツを実現し、

スポーツの価値を守ることにもつながっていきます。



ルールを知ろう

ドーピングをなくし、正々堂々と戦うアスリートを守るために、全世界・全スポーツ統一のルール「世界アンチ・ドーピング規程」が定められています。これは世界中のアスリートや競技団体などの意見を集約してつくられた、スポーツに関わるみんなのルールです。

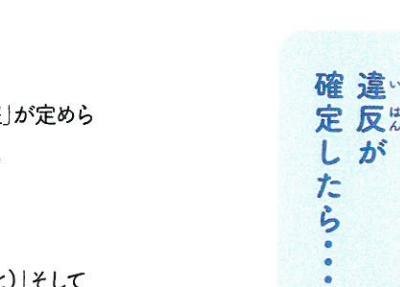
規程ではどんなことが定められているの？

クリーンでフェアなスポーツを実現するため、アスリートとして「果たすべき責務(すべきこと)」「行使することができる権利(できること)」そして「アンチ・ドーピング規則違反」等が規程では定められています。

10項目のアンチ・ドーピング規則違反

- 01 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
- 02 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
- 03 ドーピング検査を拒否または避けること
- 04 ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようすること
※ドーピング・コントロールとは、ドーピング検査の一連の流れのこと
- 05 居場所情報関連の義務を果たさないこと
※裏面「対象者登録リスト(RTP/TP)へ登録された皆さんへ」を参照
- 06 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
- 07 禁止物質・禁止方法を不正に取りし、入手しようすること
- 08 アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
- 09 アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与すること
- 10 アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと

これらの違反が疑われる行為を見たり聞いたりしたら、日本スポーツ振興センター「ドーピング通報窓口」へ <https://www.report-doping.jpnspor.go.jp/form/>



- ✗ 競技会への参加
- ✗ トレーニング
- ✗ コーチとして指導に関わる

などスポーツに関わる一切の活動が禁止されます。チーム競技の場合は、チーム員3人以上の違反で、アスリート個人だけでなくチームへ制裁が課される可能性があります。

18歳未満の皆さんへ

規程では、18歳以上のアスリートを「成人」として定義しており、18歳未満の「未成年」に対しては次のような特別措置があります。

→ 証明責任の軽減、検査への成人の付き添い、制裁措置の自動公開なし、親からの同意書提出

最新の情報を確認し、自らクリーンであることを証明しよう！



スポーツに参加する条件として、規程を理解し、守っていることをアスリート自身が証明しなければなりません。違反行為はもちろんのこと、違反が疑われる行為やアンフェアな行為を避け、スポーツの基盤となる「フェアネス」の精神を胸に、スポーツの価値を守りましょう。

日頃から注意しよう



禁止されている物質・方法を使用した場合、意図的であったかどうかにかかわらず違反となります。飲料の管理や薬を服用する前の確認など、身体に摂り入れるものは自分で責任を持って管理しましょう。

禁止されている物質・方法とは？

サプリメント・漢方薬のリスク

全世界・全スポーツで使用禁止の物質・方法は、「禁止表国際基準」で定められ、少なくとも毎年1月1日には更新されます。

最新の禁止表をJADA公式サイトでチェック！

<https://www.playtruejapan.org/code/rule/substances.html>



サプリメントや栄養ドリンクは、商品の全成分を明示する義務のない「食品」に分類されるため、ラベルに記載のない物質が製品に含まれている可能性があります。

また、医薬品であっても「漢方薬」(生薬)は動植物が原料のため、含有物質が明らかになっているわけではありません。

そのため、これらの製品は、専門家やDROで確認しても禁止物質の有無が判断できないというリスクがあります。

医薬品の使用は薬の専門家に確認

薬の入手先や病気の種類に関わらず、あらゆる種類・形状の薬に禁止物質が含まれている可能性があります。アスリートは使用前に薬を確認して、禁止物質が体内に入らないように自己管理を徹底する必要があります。

薬の成分や禁止物質・方法について、最新の禁止表をもとに専門家へ確認しましょう！

*処方された薬の服薬履歴も必ず残しましょう。



自身での確認はもちろん、専門家のダブルチェックを行いましょう。メールやFAXでの問い合わせ履歴やDROでの検索結果は必ず保存しましょう。



スポーツファーマシスト
禁止薬物やTUEに関する知識を有する薬剤師に相談

医療機関でアスリートが確認すること

医療機関では、次のことをアスリート自ら医師・薬剤師に行ってください。

1

必ず自分がアスリートであること、スポーツで使用が禁止されている物質・方法があることを伝える

2

医師・薬剤師に最新の禁止表やアンチ・ドーピングに関する情報を案内する
[JADA 医療](#) 検索

3

禁止物質・方法を使用せずに治療できるか確認する



禁止物質・方法を使う以外に治療方法がない場合はTUE(治療使用特例)申請

TUEの申請には医師の診断と医療情報が必要です。TUEの申請ステップをご確認ください。TUEを取得するには、4つの条件をすべて満たしていることが必須となります。審査の結果「付与」の判定により、治療に対する禁止物質・方法の使用が認められます。



禁止物質・方法を使う以外に他に治療方法がない場合は、医師にTUE申請が必要であることを伝える

TUE申請の期限と申請先を確認

- ・アスリートの競技レベル(RTP/TPなど)
- ・参加する大会(国内の事前申請対象大会か国際大会か等)によって、提出の期限や申請先が異なります。JADAの公式サイトで確認してください。

TUE申請に必要な「申請書」と「医療情報」を準備

- ・アスリートと医師での作成が必要。※英語での記入が必須となります。

ステップ2で事前申請が求められた場合…

原則大会の30日前までに申請書を準備してご提出ください。

判定(審査結果)を受け取る:申請内容に対し「付与」もしくは「却下」の判定がれます。書類に不備があった場合は差し戻しとなりますので、判定を受け取るまで責任をもって対応してください。「付与」の場合は必ず使用が認められた物質・方法・期間を判定書で確認してください。

TUEを取得するための4つの条件

治療をする上で、使用しないと健康に対して重大な影響を及ぼすことが予想される

使用しても、健康を取り戻す以上に競技力を向上させる効果を生まない

他に代えられる合理的な治療方法がない

ドーピングの副作用に対する治療ではない

*原則治療前の申請が必要ですが、緊急治療の場合は、治療後に緊急性を証明する医療情報を加え、事後に提出することが可能です。

►TUEの申請書式や詳しい情報はJADA公式サイトで確認



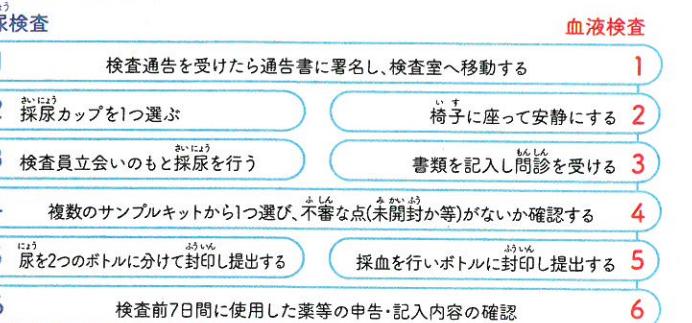
ドーピング検査に対応しよう

スポーツに参加している皆さん^{がな}がクリーンであること、そしてスポーツがフェアに行われていることを証明するため、いつでも・どこでも・誰にでもドーピング検査は行われます。

ドーピング検査はどのように行われるの？

- ドーピング検査には、尿検査と血液検査があり、全世界・全スポーツ統一の手順で行われます。
- ドーピング検査には、競技会で行われる「競技会検査」と競技会以外の期間や場所(自宅やトレーニング場所)で行う「競技会外検査」があります。
いつ・どこで・誰が対象か、事前に公開されることはありません。
- ▶ 詳しくは JADA公式サイトで確認

検査の手順



『公式記録書』に署名して検査終了

検査で「すべきこと」と「できること」

すべきこと	検査中は必ず検査員またはシャペロン(検査時の誘導員)から見える場所にいること	写真付身分証明書を検査員に提示すること ※競技会ADカード、バスポート、学生証、運転免許証など	コーチなど20歳以上の方1名、必要に応じて通訳者を検査室へ同伴すること ※アスリートが未成年(18歳未満)の場合は、成人の同伴は必須	検査手順などの疑問点を質問すること ※検査に対する不審点などは公式記録として書き残すことができる
できること	検査中は必ず検査員またはシャペロンの指示に従うこと	正当な理由がない限り、通告後すぐにドーピング検査室へ行くこと	正当な理由があれば、検査員の許可を得て、検査室へ行く前に必要な用事を済ませること ※正当な理由=メディアへの対応、表彰式出席、ケガの治療、自身の身分証明書を取りに行くことなど	身体障がいやケガで検査への対応が難しい場合に、検査員に許可を得て同伴者などに補助してもらうこと

検査対象者登録リスト(RTP/TP)へ登録された皆さんへ

国際競技連盟(IF)やアンチ・ドーピング機関(日本ではJADA)から「RTP/TP」に登録されたアスリートは、日本や世界を代表するトップアスリートです。RTP/TPは、自らがクリーンであることを証明できるよう、自分の居場所を特定する居場所情報を提出し、その情報をもと行われるドーピング検査に対応する義務があります。

どうやってクリーンであることを証明するの？

RTP/TPへ登録されたら、「ADAMS」というインターネット上のシステムから自分の毎日の居場所情報を提出し、いつでも・どこでも検査が受けられるようにします。

『居場所情報』として提出・更新する内容

60分の時間枠	宿泊先	競技に関する情報
アスリートが5~23時までの間で1日1回指定する60分の時間と場所。この枠は右記の検査未了のルールが適用される時間となります。	アスリートが5~23時までの間で1日1回指定する60分の時間と場所。この枠は右記の検査未了のルールが適用される時間となります。	アスリートが5~23時までの間で1日1回指定する60分の時間と場所。この枠は右記の検査未了のルールが適用される時間となります。

※ドーピング検査は「60分の時間枠」のみ実施されるということではありません。最近は「60分の時間枠」以外での検査実施が推進されています。

RTPのみ 2つの居場所情報関連義務違反

- ① 提出義務違反
 - 提出期限までに居場所情報を提出しなかった場合
 - 提出された情報に不備があった場合
 - 更新を行わなかった場合
 - ② 検査未了
 - 「60分の時間枠」内に指定した時間と場所で検査に応じなかった場合
 - (検査員がアスリートと会うことができなかった場合)
- ⇒ いずれかが12ヶ月の間に3回累積すると、アンチ・ドーピング規則違反です
※TPの場合、罰則はありませんが、所属競技団体等の関係機関へ報告の上、RTPへ変更の可能性があります

つねに最新の情報に更新

- 提出が完了している居場所情報についても、変更があり次第随時最新の情報に更新しましょう。
- 提出期限や更新方法等がIFとJADAで異なる場合があるため、自分がどこからRTP/TP登録されているのか確認し、ルールに従いましょう。

